

# 公 告

支担当第219号  
令和6年12月3日

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会 計 室 長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)  
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 2 入札日時 令和7年1月22日(水) 10:30
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室  
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 4 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。  
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金 免除  
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。
- 9 契約条項 役務請負契約条項(基本契約条項)  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項
- 10 入札に付する事項  
(1) 件 名 防衛省本省庁舎A棟15階におけるEVホール等の整備  
(2) 要求番号 24S1E5035  
(3) 規 格 仕様書のとおり  
(4) 数 量 1式  
(5) 履行場所 仕様書のとおり  
(6) 履行期限 令和7年3月14日(金)
- 11 その他付記事項  
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。  
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。  
(2) 電子入札は、令和7年1月21日(火) 17:00 を期限とする。  
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和7年1月15日(水) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。  
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。  
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。  
令和6年12月25日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可) (見積書提出先) 大久保: [j1okubo@ext.is.mod.go.jp](mailto:j1okubo@ext.is.mod.go.jp)  
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。  
(7) 同等品申請については、以下の期日までに同等品申請書を提出すること。  
令和6年12月25日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可)  
(8) 入札説明会は実施しない。
- 12 本記載事項への照会  
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 担当:及川  
TEL:03-3268-3111(内線30248) FAX:03-5269-3282 MAIL: [j1oikawa02@ext.is.mod.go.jp](mailto:j1oikawa02@ext.is.mod.go.jp)

## 郵送による入札について

## 1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

## 2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

## 3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

## 4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

## 5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

## 6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

## ○参考○

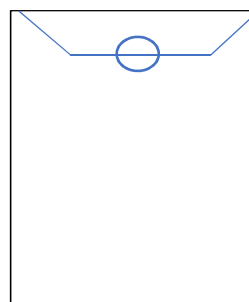
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

<p>公告第○号 件名「△△」</p> <p>「入札書在中」</p>
--

内封筒（裏）



外封筒

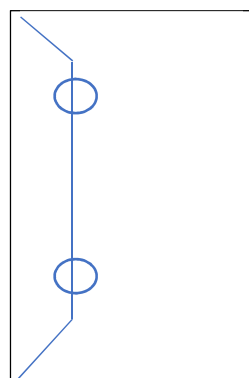
（内封筒が入るサイズ）

<p>〒162-8805</p> <p>東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛</p> <p>「入札書在中」</p>
--

又は

<p>公告第○号 件名「△△」</p> <p>「入札書在中」</p>
--

又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部  
支出負担行為担当官  
会計室長 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

## 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場

・郵便

### 備考

- 1 本紙と併せて資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得別紙第4)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙第2)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合における実施日時については、入札時に連絡する。

支出負担行為担当官  
防衛省統合幕僚監部総務部総務課  
会計室長 浅沼 猛 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

### 同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加し  
たく申請致します。

件 名： 防衛省本省庁舎A棟15階におけるEVホール等の整備

調達要求番号： 24S1E5035

番号	品 名	形 式	機能・性能	単位・数量	可・否

\*カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部・一部 を同等品として認める。

全部・一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級 氏名





統合幕僚監部仕様書		
名称	仕様書番号	JSO-24-5032
防衛省本省庁舎A棟15階におけるE Vホール等の整備	作成年月日	令和6年 11月26日
	改正年月日	
	統合幕僚監部 防衛計画部 計画課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省本省庁舎A棟15階におけるEVホール等の整備（以下「本役務」という。）について適用する。

### 1.2 関連法令等

この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。

## 2 本役務に関する要求

### 2.1 役務の内容

契約相手方は、防衛省本省庁舎A棟15階において、表1に示す物品を用意し、タイルカーペットの設置、壁紙の貼付及び中央吹き抜け用マットの設置を実施する

### 2.2 役務場所

別図第1から別図第3による。

### 2.3 履行期限

令和7年3月14日（金）までとし、作業については契約から履行期限までの間で官側と調整を行うものとする。

### 2.4 役務時間

作業時間は、08時30分から17時00分を基準とするが、作業時間の延長が必要な場合、監督官と調整する。

### 2.5 共通事項

- タイルカーペットの設置において、設置場所の角及び端等そのまま設置することが困難な場合は、設置場所の形状に合わせて切断し、隙間なくタイルカーペットを敷詰めるものとする。
- 壁紙の貼付は、施工場所の形状に合わせ、隙間なく施工するものとする。
- 中央吹き抜け用マットは吹き抜けの形状に合わせて作成するものとし、設置に当たっては滑り止め加工又は両面テープ等でマットがずれることがないように固定するものとする。
- 本役務によって発生した発生材は、契約相手方の責任において適切に廃棄・処分を行うものとする。
- 履行に必要な工具、治具、機材、消耗品、材料、接着剤等全て契約相手方の負担により準備するものとする。また、安全管理に必要な機器等についても契約相手方の負担とする。

- f) 本役務を実施するに当たり、養生等必要な箇所は措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備・職員等に損傷を与えた場合、官側に速やかに報告のうえ、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。
- g) 契約相手方は、作業を実施する際及び作業完了後は周辺の清掃を確実に実施するものとする。

## 2.6 規格等

規格等は表1のとおりとする。

表1

名 称	規 格
タイルカーペット	スミノエ ID-7109 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。） <b>【同等品基準】</b> ・組成：ナイロン（原着）100% ・パイル長：6mm（±0.5mm） ・パイル形状：カットパイル ・パイル密度：G1/10 S54/10cm ・全厚：9.0mm（±0.5mm） ・サイズ：500mm×500mm ・付加機能：制電性、防炎性、F☆☆☆☆
壁 紙	3M ダイノックスフィルム FW-1801EX（木目調） 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。） <b>【同等品基準】</b> ・屋外耐候性・木目調・不燃性
中央吹き抜け用 マット	シンコール ニュークライスト CR-6125 又は同等品以上のもの（他社の製品を含む。） <b>【同等品基準】</b> ・組成：ウール100% ・パイル長：7mm ・パイル形状：カットパイル ・パイル密度：1/10G ・全厚：9.0mm ・色：紫色 ・オーバーロック加工 ・付加機能：防虫、防ダニ抗菌性、制電性、防炎性

※ 表中の参考品は、製品を選定する際の参考として例示するものであり、当該製品を指定するものではない。



### 3 監督及び検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

### 4 情報保全

契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

### 5 提出書類

#### 5.1 提出書類及び提出方法

提出書類及び提出方法は、表2のとおりとする。提出に当たっては、事前に官側と調整の上、官の確認を得るものとする。また、様式は任意とし、PDF等による電子データで提出するものとする。なお、電子メールでの送信に当たっては、パスワードを掛けるものとする。

- a) 契約締結後速やかに官側と調整の上、作業工程表及び役務責任者・作業員名簿を作成するものとする。
- b) 契約相手方は、役務終了後速やかに役務完了報告書を作成して官側に提出し、承認を受けるものとする。

表2

連番	品名	数量	提出期限	提出先	備考
1	作業工程表	1部	契約締結後速やかに	統合幕僚監部 防衛計画部 計画課	指定先への電子メール送付による。
2	役務責任者・ 作業員名簿	1部	契約締結後速やかに	同上	同上
3	役務完了 報告書	1部	役務完了後速やかに	同上	同上

### 6 その他の指示

#### 6.1 その他必要事項

- a) 契約相手方は設置場所及び運搬経路の確認のため、事前調査を実施することができる。
- b) 契約相手方は、本役務の履行において官側の保有する施設、設備を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分な調整の上、官側の規則を遵守し、無償で支援を受けることができる。
- c) 契約相手方は、役務の実施に際し安全策を講じるものとし、契約相手方の過失で発生した事故等は契約相手方側の責とする。

- d) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、監督官の指示に従い、直ちに庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、業務に関係のない施設には立ち入らない。なお、立ち入るために許可手続きが必要な施設もあることから発注後、速やかに監督官と協議の上、関係書類を提出する。
- e) 本仕様書の記載なき事項についても、技術上必要と認められる事項については、契約相手方の責任において実施するものとする。
- f) 細部については、監督官の指示による。

## 6.2 仕様書の疑義

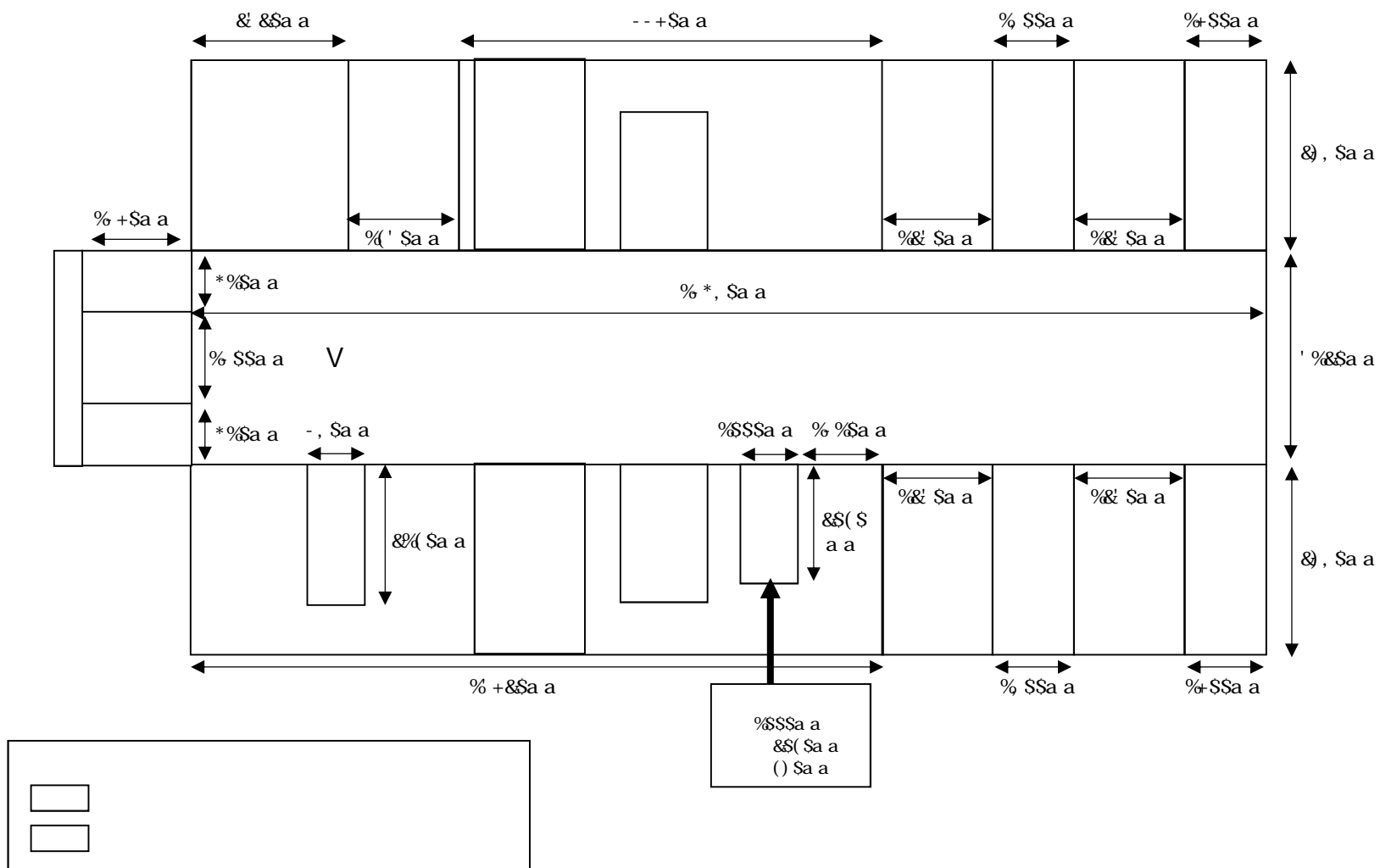
この仕様書の内容について疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

# 役務場所（防衛省庁舎内）



※ 役務場所： 市ヶ谷駐屯地A棟15階（細部は監督官の指示による。）

# 15階EVホールの整備範囲



d  
d  
d

